

奈良県感染症委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

奈良県感染症委員会規則の一部を改正する規則

奈良県感染症委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「社団法人奈良県医師会（昭和二十二年十一月一日に社団法人奈良県医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人奈良県医師会」に改め、同項第二号中「社団法人奈良県病院協会（昭和六十三年四月二十六日に社団法人奈良県病院協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人奈良県病院協会」に改め、同項第十号中「医療政策部長」を「福祉医療部医療政策局長」に改める。

第七条中「医療政策部保健予防課」を「福祉医療部医療政策局疾病対策課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。